

児童生徒の保護者 様

岐阜本巣特別支援学校事務部

就学奨励費通学用品・学用品の購入届出書の提出について(依頼)

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費（新入学含む）につきましては、保護者の方からの実費申告に基づき支給することとなっております。

つきましては、届出書の様式を別添のとおり配布いたしますので、該当がありましたら領収書（レシート）の原本を添付のうえ、**令和4年2月28日(月)までに担任を通して事務部まで提出**いただきますようお願いいたします。

なお、支給時期は下記のとおり3回を予定しておりますが、可能な限り届出書は年内にご提出いただき、支給残額（上限額に対する残額）が発生した場合に第3回の最終回にて申告していただきますと、上限額までの受給に漏れがなくなりますので、ご協力をお願いします。

記

1 届出書提出期限

令和4年2月28日（月）※随時受付

2 届出書の種類(全学部共通)

1年生 新入学児童生徒通学用品・学用品購入届、通学用品・学用品購入届の**2種類**2年生～6年生 通学用品・学用品購入届の**1種類**

3 支給時期の目安(変動があります)

区分	申告書提出月	支給予定月
第1回	令和3年 9月分まで	令和3年 11月
第2回	令和3年 12月分まで	令和4年 1月
第3回	令和4年 2月分まで	令和4年 4月

4 補助率・上限額(括弧内は上限額です。)

家族状況、収入状況等に応じて今後決定される支弁区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの別）に応じて、補助率・上限額が異なります。支弁区分「Ⅲ」に決定された保護者の方、若しくは「Ⅲ」を希望された保護者の方はこの補助の対象外となります。

区分	学用品・通学用品購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ対象です。)
小学部	Ⅰ 実費 (11,640 円)	実費 (51,110 円)
	Ⅱ 実費の 1/2(5,820 円)	実費の 1/2(25,555 円)
	Ⅲ —	—

区 分		学用品・通学用品購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ対象です。)
中学部	I	実費 (22,740 円)	実費 (57,980 円)
	II	実費の 1/2(11,370 円)	実費の 1/2(28,990 円)
	III	—	—
高等部	I	実費 (32,270 円)	実費 (57,980 円)
	II	実費の 1/2(16,135 円)	実費の 1/2(28,990 円)
	III	—	—

5 留意事項

- (1) 1年生については、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費と学用品・通学用品購入費の両区分が対象となります。それぞれに上限額が定められていますので、一方の区分で届出額が上限額を超えた場合でも別区分への割り振りは原則として、本校で実施しませんので、ご了承ください。それぞれの区分の支給残額（上限額－支給済額。今後受給可能な額）については、3回の支給の都度お知らせしますので、保護者様においては、支給額が最大となるよう考慮して申請をお願いします。
- (2) 各種ポイントにて物品等を購入した場合は、対象として認められません。
- (3) 消費税についても、届出金額に含めてください。
- (4) 1年生について、ランドセル・通学用カバン、制服については、新入学児童生徒通学用品・学用品購入届で届出してください。

6 補助対象外物品について

補助対象物品は、届出書に記載されている物品になります。ただし、下記の物品は対象外となります。

- (1) 災害への備えとしての非常食、物品
- (2) 通学用服としての私服
- (3) 高等部教科書（別途、本校で調査して別科目で支給しますので、届出は不要です）

7 その他

申告書様式は本校HP（ホームページ）にも掲載しますので、不足する場合にご利用ください。

担 当 今 井

電 話 058-239-9712